○文部科学省令第十号

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）第一条第四号、第六号、第八号、第十号、第十二号、第十四号、第十六号及び第十八号の規定に基づき、義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日

文部科学大臣　永岡　桂子

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令

第一条　義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二から別表第七まで及び別表第九から別表第十二までを次のように改める。

別表第二（第二条第一項第二号及び第二項第二号関係）

経験年数		月額
		円
8年未満		286,500
8年以上	9年未満	297,100
9年以上	10年未満	302,300
10年以上	11年未満	312,500
11年以上	12年未満	321,900
12年以上	13年未満	333,200
13年以上	14年未満	339,900
14年以上	15年未満	348,000
15年以上	16年未満	355,800
16年以上	17年未満	363,000
17年以上	18年未満	369,500
18年以上	19年未満	375,900
19年以上	20年未満	381,900
20年以上	21年未満	387,200
21年以上	22年未満	392,400
22年以上	23年未満	396,500
23年以上	24年未満	401,800
24年以上	25年未満	405,900
25年以上	26年未満	411,000
26年以上	27年未満	414,400
27年以上	28年未満	416,900
28年以上	29年未満	419,000
29年以上	30年未満	420,500
30年以上	31年未満	425,400
31年以上	32年未満	425,500
32年以上	33年未満	427,600
33年以上	34年未満	428,700
34年以上		430,600
再任用職員		324,400

別表第三（第二条第一項第三号及び第二項第三号並びに第三条第一項第一号、第二項第一号及び第三項関係）

経験年数		月額
		円
8年未満		271,500
8年以上	9年未満	281,300
9年以上	10年未満	286,200
10年以上	11年未満	295,900
11年以上	12年未満	305,400
12年以上	13年未満	316,800
13年以上	14年未満	324,700
14年以上	15年未満	333,000
15年以上	16年未満	341,000
16年以上	17年未満	348,500
17年以上	18年未満	354,800
18年以上	19年未満	361,100
19年以上	20年未満	367,200
20年以上	21年未満	372,000
21年以上	22年未満	376,600
22年以上	23年未満	380,400
23年以上	24年未満	384,900
24年以上	25年未満	388,600
25年以上	26年未満	393,000
26年以上	27年未満	396,300
27年以上	28年未満	399,000
28年以上	29年未満	401,400
29年以上	30年未満	403,400
30年以上	32年未満	408,200
32年以上	33年未満	409,300
33年以上	34年未満	410,600
34年以上	36年未満	412,100
36年以上	37年未満	412,800
37年以上		413,400
再任用職員		298,100